

次期滋賀県障害者プランの策定について

1. 趣旨

現行の滋賀県障害者プラン（H27～R2）においては、基本理念に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」を掲げ、「“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”」を基本目標として、各施策に取り組んできました。

近年、県内の3障害手帳を保持する者は増加傾向にあり、また、高齢化や障害の重度化、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化しているところです。

こうした状況に対して、国においては、障害者権利条約の締結・批准や、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の施行等が行われ、県においても平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。

現行プランは今年度最終年度を迎えることから、これまでの取組を評価し、成果と課題を明確にするとともに、滋賀県基本構想をもとに障害者の現状や国の障害者施策を踏まえて、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、令和3年度からの新しい計画を策定します。

2. 計画の位置付け

- ・ 障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画
- ・ 障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画
- ・ 児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画

3. 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)の6年間(障害者計画)

※うち重点施策および障害福祉計画／障害児福祉計画部分は3年間

4. スケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和2年 6月 | 第1回障害者施策推進協議会（現プランの進捗状況・評価） |
| 7月 | 分野ごとの小委員会①（現プランの評価等）/当事者団体意見照会 |
| 8月 | 第2回障害者施策推進協議会（骨子案） |
| 9月 | 分野ごとの小委員会②（骨子案） |
| 10月 | 厚生・産業常任委員会に報告（骨子案） |
| 11月 | 第3回 障害者施策推進協議会（素案、県民政策コメント） |
| 12月 | 厚生・産業常任委員会に報告（素案）
県民政策コメント・各市町への意見照会 |
| 令和3年 2月 | 第4回障害者施策推進協議会（最終案） |
| 3月 | 厚生・産業常任委員会に報告（最終案） |

5. その他

以下の5点に留意し、実態に即した分かりやすい実効性のあるプランとなるよう策定に取り組みます。

①障害当事者からの課題の把握、協議への参加

- ・当事者への生活実態調査結果の活用
- ・当事者団体等へのヒアリングの実施
- ・当事者の小委員会等議論の場への参加

②社会情勢、国の施策動向等を踏まえた協議

- ・障害者権利条約、SDG s
- ・障害者基本計画、障害福祉計画基本指針等

③施策の「見える化」等による「分かりやすさ」の推進

- ・文章構成の工夫、図表の活用等

④プランの進捗や目標達成状況の評価の明確化

- ・目標数値や活動指標の設定

⑤効果的なプランの推進体制、策定後の進捗管理

- ・施策推進協議会と県障害者自立支援協議会等